

2024年12月13日

男女共同参画会議（第73回）  
第6次男女共同参画基本計画の策定等に対する意見書

日本労働組合総連合会  
会長 芳野 友子

第6次男女共同参画基本計画の策定等に対し、下記のとおり意見いたします。

記

- 「第5次男女共同参画基本計画」（以下、5次計画）の「具体的な取り組み」の期限まで1年3ヵ月を残すのみとなっている。5次計画では、指導的地位に占める女性の割合を2020年代の可能な限り早期に30%程度とする目標を掲げたが、女性役員比率、管理職相当の女性割合などの指標から進捗は大きく遅れていると言わざるを得ない。一方、世界の潮流は2030年までの完全なジェンダー平等の実現であり、諸外国との格差がより一層拡大することに強い懸念を持っている。
- 女性雇用者の半数を占める非正規雇用労働者については「待遇改善や正規雇用労働者への転換の取り組みが必要」とあるものの、非正規雇用から正規雇用への転換促進や待遇改善は進んでおらず、男女間賃金格差の解消とはなっていない。また、その背景となる固定的な性別役割分担意識や、性差に関する「偏見の解消及び固定観念の打破に取り組む」とされていたが、女性の家事・育児・介護等の負担は未だ大きいことも踏まえ、より一層取り組んでいくべきである。
- 選択的夫婦別氏制度に関しては、5次計画の基本的な考え方において、「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」と明記し、パブリックコメントで5,600件もの賛成意見が寄せられたものの、最終的には大幅に後退した内容で閣議決定された。また、国連女性差別撤廃委員会が今年10月に発表した第9回日本政府報告に対する総括所見（以下、総括所見）では、夫婦別氏を可能とする法改正のための措置に関し2年以内の報告が要請され、今回4度目となる勧告を受けた。制度導入を盛り込んだ民法の改正法案要綱は、取りまとめから30年弱もたなごらしにされており、一刻も早く導入に着手すべきである。
- 選択的夫婦別氏制度の導入は、個人の尊厳に関わる問題であるとして、連合は以前から法改正による制度導入を求めており、ニーズの高まりも踏まえて「第6次男女共同参画基本計画」（以下、6次計画）において法改正と制度導入について明確に打ち出すべきである。
- 税と社会保障制度に関しては、5次計画において「働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について総

合的な取り組みを進める」としていたが、見直しは進んでおらず、人口構造の変化により支え手が減少し、制度の持続性が課題となっていることを踏まえ、加入者の範囲について確実に検討を進めなければならない。

- 地方と女性の活躍推進に関し、「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」に内閣府が提出した資料では、男女間賃金格差と地方からの若年女性の流出に「緩やかな相関関係が観察される」と指摘している。男女間賃金格差は性別役割分担意識やジェンダー・バイアスなどを含め、女性が活躍しづらく、働き続けることが難しい環境にある結果として現れている数字であり、地方創生のためにも、国が率先して女性活躍の推進に取り組むべきである。
- 6次計画の策定にあたっては、5次計画の目標が達成できなかった理由を専門調査会のフォローアップにおいてしっかりと検証し、ポジティブ・アクションやクオータ制の導入など、これまで以上に踏み込んだ取り組みを通じて、完全なジェンダー平等の実現の早期達成をめざす必要がある。さらに、総括所見における夫婦別氏以外の勧告についても6次計画として考慮すべきであり、「女性活躍・男女共同参画の重点方針」や「経済財政運営と改革の基本方針」にも反映していく必要がある。

以 上